

知的財産の専門家を派遣します！

～地域中小企業知的財産戦略支援事業のご紹介～

多くの中小企業においては、革新的な技術を有していても、それを知的財産として保護・活用できていないのが現状です。

そこで、地域中小企業知的財産戦略支援事業では、中小企業者に対して、一定期間集中的に知的財産の専門家を派遣し、特許分析を中心とした指導を行うことにより、知的財産を活用した企業戦略の策定をサポートいたします。

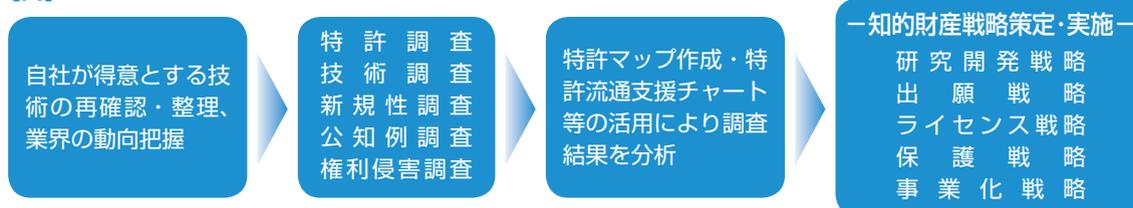
対象企業

岩手県内に事業所を有する中小企業者で、独自の技術基盤を持ち、知財戦略を組み立てていく意思と策定される知的財産戦略を適切に実行できる体制があること。

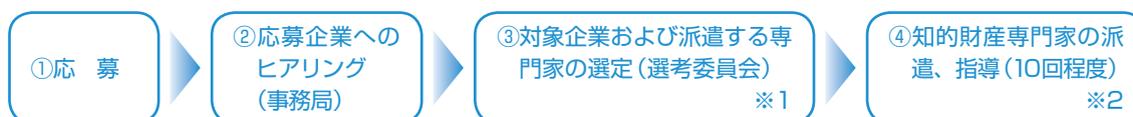
支援内容

知的財産専門家（例えば、弁理士・弁護士・中小企業診断士・経営コンサルタント・技術士等）を派遣し、「特許分析の支援」、「特許戦略策定支援」、「特許評価の支援」等を組み合わせることにより、知的財産を活用した企業戦略の策定を支援いたします。

[例]



支援の流れ



※1 応募者には、選考委員会において、希望する支援内容をご説明いただきます

※2 平成20年1月まで

事業費及び経費の負担について

本事業の支援対象となる経費は、知的財産専門家の派遣に要する経費（謝金と旅費）です（額は、当センター規定による）。特許出願にかかる経費は対象になりません。

また、対象企業には、上記専門家の派遣に要する経費の1/5をご負担いただきます。

なお、1社あたりの事業費の総額は、300万円以内です。

お申し込み・お問い合わせ

新事業・研究開発支援グループ 担当：佐々木

TEL：019-631-3827 FAX：019-631-3830

守ろう！ 確かめよう！ 岩手県 最低賃金

（平成19年10月28日発効）

1時間 **619円**

特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金以上の額が支払われていますか？お確かめください。

「最低賃金制度」はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。

具体的な金額など詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>